

令和3年度奈良県職員採用選考試験案内

〈学芸員（美術工芸）、学芸員（考古学）、文化財建造物技師〉

令和3年5月17日
奈良県総務部人事課

受付期間 令和3年5月18日（火）～令和3年6月10日（木）
試験日 令和3年6月20日（日）
試験会場 奈良県立橿原考古学研究所〔橿原市畝傍町1番地〕

※ この試験に関する問い合わせ及び受験申込みは

奈良県総務部人事課人事係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
電話 0742-27-8349

1. 募集内容

試験職種	採用予定人員	職務内容
学芸員 （美術工芸）	2名程度	文化財（美術工芸品：主に仏像等の彫刻、絵画等）に係る管理、防災、保存修理、調査、指定、活用に関する事などの業務に従事します。
学芸員 （考古学）	5名程度	県立橿原考古学研究所における埋蔵文化財の調査研究業務、出土文化財等の保存処理及び分析研究業務並びに附属博物館における学芸業務等に従事します。（知事部局文化行政所管課等で文化財の保存や利活用に関係する行政事務等に従事することがあります。）
文化財建造物技師	4名程度	文化財保存課及び文化財保存事務所において、県内における文化財の保存や活用に関係する行政事務や保存修理等の業務に従事します。

2. 採用予定日 令和4年4月1日（文化財建造物技師は、令和4年1月1日又は令和4年4月1日。）

【学芸員（美術工芸）】 既に学芸員資格を有する者は、令和4年4月1日より前に採用することがあります。

【学芸員（考古学）】 既に学芸員資格を有する者は、令和4年4月1日より前に採用することがあります。

【文化財建造物技師】 平成11年4月1日以前に生まれた人で学校既卒者については、令和4年1月1日又は令和4年4月1日より前に採用されることがあります。

3. 受験資格

○ 次の(1)～(3)の要件をすべて満たす人

(1) 【学芸員（美術工芸）】 昭和51年4月2日以降に生まれた人

【学芸員（考古学）】 昭和59年4月2日以降に生まれた人

【文化財建造物技師】 昭和61年4月2日以降に生まれた人

(2) 次の資格等についての要件をみたす人

【学芸員（美術工芸）】

博物館法（昭和26年法律第285号）第5条に規定する学芸員の資格を有する者又は令和4年3月31日までに当該資格を有する見込みのある人

※学芸員資格取得見込みで受験した人が、令和4年3月31日までに当該資格を有しなかった場合は、採用される資格を失います。

【学芸員（考古学）】

次のア及びイのいずれにも該当する人が受験できます。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（大学院を含み、短期大学を除きます。以下「大学」といいます。）において考古学、歴史学等を専攻し、卒業（修了）した人又は令和4年3月末日までに大学を卒業（修了）見込みの人で、埋蔵文化財の調査・研究・活用等についての知識及び経験を有する人。

イ 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条第1項に規定する学芸員資格を有する人又は令和4年3月末日までに資格取得見込みの人。

※資格取得見込みで受験した者が、令和4年3月末日までに資格を取得しなかった場合、採用される資格を失います。

【文化財建造物技師】

学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（大学院を含み、短期大学を除きます。以下「大学」といいます。）において、建築学系若しくはこれに準ずる学科を卒業（修了）した人又は令和4年3月末日までに卒業（修了）見込みの人

(3) 次のいずれにも該当しない人

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(※注意) 国籍は問いません。ただし、日本国籍を有しない人については、在留活動に制限のない在留の資格を有する人に限ります。

4. 試験日時・試験会場・合否発表

試験	試験日時	試験会場	合否発表
1次試験	令和3年6月20日(日) 受付開始 午前 8時30分 試験開始 午前 9時20分 教養試験(全職種) (105分) 論文試験(学芸員(美術工芸)) (60分) 専門試験(学芸員(考古学)) (90分) 専門試験(文化財建造物技師) (60分) 作文(文化財建造物技師) (40分) 実技試験(文化財建造物技師) (90分) 試験終了 【学芸員(美術工芸)】 午後 0時30分頃 【学芸員(考古学)】 午後 1時00分頃 【文化財建造物技師】 午後 4時00分頃	奈良県立橿原考古学研究所 (橿原市畝傍町1番地)	令和3年7月7日(水) <予定> (1次試験受験者全員に合否通知を郵送します) 奈良県人事課のホームページへの掲示もします。
2次試験	令和3年7月26日(月)又は、 7月27日(火) (予定) ※詳細は、第1次試験合格通知の際にお知らせします。	奈良県自治研修所 (奈良市大安寺1丁目23-2) ※詳細は、第1次試験合格通知の際にお知らせします。	令和2年8月23日(月) <予定> (2次試験受験者全員に合否通知を郵送します) 奈良県人事課のホームページへの掲示もします。

5. 試験等の概要

種目	配点	内容
1次試験	教養試験 【全職種】	100点 公務員として必要な一般的知識等(大学卒業程度)について、択一式による試験を行います。(105分)
	論文試験 【学芸員(美術工芸)】	100点 職務に必要な専門知識及び構成力・表現力などについての試験を行います。(60分)
	専門試験 【学芸員(考古学)】	150点 専門職として必要な考古学的知識について、短文回答式及び長文回答式による試験を行います。(90分)
	専門試験 【文化財建造物技師】	75点 文化財建造物の保存修理等の知識について、択一式による試験を行います。(60分)
	作文 【文化財建造物技師】	40点 文化財建造物技師になることへの熱意、意欲を問う課題について、自分の考え方を記述してもらいます。採点の対象とはしませんが、面接試験の際に内容を問うことがあります。(40分)
	実技試験 【文化財建造物技師】	75点 文化財建造物の保存修理に必要な技術について、実技試験を行います。(90分)
2次試験	口述試験 【学芸員(美術工芸)】 150点 【学芸員(考古学)】 300点 【文化財建造物技師】 300点	個別面接及び集団討論による試験を行います。

※ 合否決定は、次のとおり行います。

【学芸員(美術工芸)】

第1次試験については教養試験及び論文試験の合計得点(200点満点)により、第2次試験については第1次試験及び口述試験の合計得点(350点満点)により決定します。

【学芸員(考古学)】

第1次試験については教養試験及び専門試験の合計得点(250点満点)により、第2次試験については第1次試験及び口述試験の合計得点(550点満点)により決定します。

【文化財建造物技師】

第1次試験については教養試験、専門試験及び実技試験の合計得点(250点満点)により、第2次試験については第1次試験及び口述試験の合計得点(550点満点)により決定します。

※ 受験者数等又は新型コロナウイルス感染症対策により、集団討論を実施しない場合があります。

6. 受験手続

原則としてインターネットにより申し込んでください。

◎申込みができる試験職種は一つに限ります。受付後の変更は認めません。

◎インターネット申込ができない方は、必ず6月1日（火）までに問い合わせてください。

申込方法	<p>① 県人事課のホームページ (http://www.pref.nara.jp/9063.htm) の「電子申請」ボックスから電子申請・届出システムに接続してください。</p> <p>② 「電子申請サービスはこちら」をクリックすると手続き申込画面が開きます。登録がまだの方は「利用者登録」をクリックし、手順に従って利用者登録を行ってください。 (登録したパスワードは必ず控えを取っておいてください。)</p> <p>③ 利用者ID及びパスワードによりログインの上、受験申込を行ってください。整理番号とパスワードが表示されます。(整理番号とパスワードは申込内容の照会が必要です。)</p> <p>④ 受験申込後、申込完了通知メールが自動送信されます。申込完了通知メールが翌日になっても届かない場合は、人事課までお問い合わせください。(申込完了通知メールが届かない場合は、申込は完了していません。)</p> <p>⑤ 受付事務完了後、審査完了通知メールが送信されますので、その内容に従って受験票をプリントアウトし、必要事項を記入の上、写真(最近3ヶ月以内に撮影した上半身脱帽正面向 縦4cm×横3cmのもの)を貼って試験当日に持参してください。</p> <p>※ 審査完了通知メールが6月14日(月)午後5時までに到着しない場合には、6月15日(火)に人事課までお問い合わせください</p> <p>※ 申込受付最終日に電子申請サーバーが停止している等の事情により申込みができない場合には、人事課まで電話でお問い合わせください。</p>
提出書類	<p>【学芸員(考古学)】 「発掘調査歴調査書」(別紙様式1参照)並びに「業績目録」(別紙様式2参照)について、1次試験の受験時(6月20日(日))に、試験会場までお持ちいただき、必ずご提出ください。 (該当する事項がない場合は、該当なしに○を付けてご提出ください。)</p>
受付期間	<p>令和3年5月18日(火)～令和3年6月10日(木) ※初日は午前9時から、最終日は正午までに受信したものを受け付けます。</p>

7. 給 与 等

現行初任給	<p>【学芸員(美術工芸)】 月額188,700円(大学卒業の場合) 【学芸員(考古学)】 月額207,531円(大学卒業の場合) 【文化財建造物技師】 月額188,700円(大学卒業の場合)</p> <p>※ なお、初任給は採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。</p>
その他手当	地域手当、住居手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。
勤務条件	勤務公署によっては変則勤務になることがあります。

※なお、初任給等は令和3年4月1日現在の条件で表記しています。

※配属先によっては上記初任給額と異なることがあります。

8. 合格から採用まで

(1) 試験の結果は、合否にかかわらず受験者全員に郵送にて通知します。

(2) 第2次試験は、第1次試験合格者についてのみ実施します。

(3) 採用は、原則として令和4年4月1日の予定です。ただし、一定の条件を満たす場合には、令和4年1月1日又は令和4年4月1日より前に採用されることもあります(「2 採用予定日」参照)。

9. その他

○試験会場の位置図

奈良県立橿原考古学研究所周辺の略図



※試験会場は「橿原考古学研究所」です。「附属博物館」ではありませんのでご注意ください。

※電車の時刻等は各自ご確認ください。

- この試験の受験者は、合格発表の日から1月間(第一次試験合格者は、第二次試験の合格発表の日から1月間)、試験の結果(総合得点及び順位)について、奈良県個人情報保護条例に基づき口頭により開示を請求することができます。

なお、電話等による請求はできませんので、開示を請求する場合は、受験者本人が本人であることを証明する書類(運転免許証等)を持参のうえ、午前9時から午後5時までの間に、奈良県総務部人事課へ直接お越しください。(ただし、土曜日・日曜日・祝日は受け付けておりません。)

○発掘調査歴調査書の様式〈別紙様式1〉

※1次試験受験時に会場にて提出ください。

発掘調査歴調査書

氏名 _____

※ 発掘調査歴がある人は、当調査票に記載してください。

調査期間	遺跡名	調査機関

該当がない場合、以下に○を入れて提出

該当なし	<input type="checkbox"/>
------	--------------------------

○業績目録の様式<別紙様式2>

※1次試験受験時に会場にて提出ください。

業 績 目 録

氏 名

論文・報告書名	掲載誌名	発行者	発行年月日

該当がない場合、以下に○を入れて提出

該当なし	<input type="checkbox"/>
------	--------------------------